公益財団法人鳥取県スポーツ協会 親子 de スポーツ推進事業 (競技団体向け) 補助金交付要領

- 1 目 的 競技団体が親子向けのスポーツ教室や体験会を開催し、多忙感を抱く子育て世代が身 近な地域において、親子で気軽にスポーツと接する環境をつくることを目的とする。
- 2 主 管 公益財団法人鳥取県スポーツ協会加盟の競技団体
- 3 事業内容 親子で一緒に楽しめるスポーツ教室や体験会、大会等を開催する。
- 4 実施競技 申請のあった競技
- 5 参加対象 高校生以下の子どもとその保護者(祖父母等の親族も可)とする。
- 6 補助経費 ①1事業(1回)につき、5万円を上限とする。 ②当該年度において、原則1競技団体30万円を上限とする。
- 7 対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。
- 8 留意事項 ①対象経費基準については別表を参照すること。 ②予算の範囲内で事業を実施するため、ご希望に添えない場合があります。
- 9 提出期限 申 請 書:第1次締切 ・・・ 令和5年5月18日(木)必着 ※予算額を上回る募集があった場合は、協議後別途連絡します。 以 後 ・・・ 事業開始15日前必着

変更承認申請書:事業開始15日前必着

報 告 書:事業終了後(予定していた全事業)30日以内または当該年度の3月31 日いずれか早い日必着

10 提出書類 申 請 書:様式第1号、様式第2-1号、様式第3-1号

変更承認申請書:様式第5号、様式第2-1号、様式第3-2号

報 告 書:様式第6号、様式第2-1号、様式第2-2号、様式第2-3、様式第3-1号

領収書(証拠書類)の写し

請 求 書:概算払いの場合、様式第4号に交付決定通知書の写しを添えて提出

精算払いの場合、様式第4号に額の確定通知書の写しを添えて提出

※様式第2-2号、様式第2-3については、報償費、旅費、食糧費が発生する場合に限る。

【別表】

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 親子 de スポーツ推進事業 (競技団体向け) 補助金対象経費基準

費	目		内 容	対象経費
報償費	謝	金	講師・指導者・役員 審判等運営者に 対する謝金	・謝金は1回/1人3,000円を補助対象の上限とする。 ※謝金支払いの場合は、様式2-2号を使用すること。
旅費	交 通	費	公共交通機関 燃料費、高速代等	・交通費は自宅から会場地までの移動費を補助対象とする。 ・交通費をkmで計算する場合は、25円/1kmで計算をすること。
	宿泊	費	講師・指導者・役員 審判等運営者に対する 宿泊費	・1 泊 2 食付き 8,200 円を補助対象の上限とする。 ※宿泊が素泊りもしくは1泊朝食付の場合は、上限額の範囲内で朝食 代・夕食代を含めることが出来る。ただし、その場合は朝食 700 円、 夕食1,500 円を補助対象の上限とする。
需用費	消耗	品	運営に係る消耗品	・単価 100,000 円未満の消耗品を補助対象とする。
	印刷製本費		印刷代 チラシ代等	
	食糧	費	昼食代、飲料代	・昼食代は990円(税込み)を補助対象の上限とする。 ・飲料については、水、お茶、スポーツドリンク、熱中症対策飲料のみ を対象とする。
役務費	通信運搬費		郵送代 機材運搬費	
	手 数	料	振込手数料駐車場代等	
	保険	料	スポーツ安全保険加入 イベント保険加入料	
使用料及び賃借料			施設使用料 設備・機材借上料	